

# 伊勢市観光地等混雑状況配信システム導入業務委託仕様書

## 1. 概要

(1) 委託名 伊勢市観光地等混雑状況配信システム導入業務委託

(2) 目的

国内有数の観光都市である伊勢市において、観光客受入環境の更なる向上のため、市内主要観光地等でAIカメラ等により往來の人流データを把握して数値化し、これをもとに混雑状況を可視化するとともに、AIを活用したシステムを用いて混雑状況予測を行う。これにより得られた混雑状況と混雑状況予測をWEB配信することにより、観光客等がウイルス感染のリスクにつながる混雑を避けて、安全安心かつ快適に観光するための判断根拠となる情報を提示することを目的にシステムを導入する。

(3) 施行場所 伊勢市地内 (AIカメラ等の設置箇所は3.(1)に記載)

(4) 委託期間 契約締結日から令和3年3月31日まで

## 2. 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、以下の表のとおりとする。なお、ここにはない用語については、原則個人情報保護法第2条及び伊勢市個人情報保護条例第2条の例によるものとする。

No.	用語	定義
1	カメラ画像	一定の目的をもって設置されているカメラによって撮影された、個人の特定につながる可能性のある画像及び映像
2	設置主体	カメラ画像及びカメラ画像から生成される各種データの利活用目的を定め、データ運用の責を負う者
3	システム管理者	カメラを含めた本事業で構築するシステムを管理する者
4	安全管理措置	取り扱う個人情報・個人データの漏洩、滅失又は棄損を防止するため、組織的・人的・物理的及び技術的に講じる措置のこと
5	生活者	“カメラ画像”に映る、又は映る可能性がある人々
6	事前告知	生活者に対して事前に、カメラによる撮影の目的・取得するカメラ画像の内容等を詳しく説明すること
7	通知	生活者に対して、カメラにより撮影中であること、撮影の目的等を説明すること
8	特微量データ	取得した画像から人物の目、鼻、口の位置関係等の特徴を抽出し、数値化したデータ

9	運用業務	導入業務委託で構築したシステムを用いて、情報収集及び情報発信を行うこと及びそれを行うのに必要となる業務
10	保守管理業務	導入業務委託で設置した AI カメラ等のハードウェア及び導入したソフトウェアを含むシステム全体の保守に関する業務
11	Web サーバ等	Web サーバ及び収集した情報を格納するサーバ

### 3. 業務内容

#### (1) 人流データ把握システムの構築

市が必要と認める設置箇所にカメラ等の設備を設置して、カメラ画像から得られるデータの解析と数値化及び必要データの収集を行い、リアルタイム混雑状況の把握及び混雑状況予測が出来るシステムの構築を行う。

#### AI カメラ等設置予定箇所（8 箇所）

- ・内宮エリア（内宮宇治橋前・おかげ横丁入口・おはらい町通り北側入口付近）
- ・外宮エリア（伊勢市駅前広場・外宮前バス停横広場付近）
- ・二見エリア（二見興玉神社西側入口付近）
- ・河崎エリア（河崎商人館前）
- ・朝熊エリア（朝熊山上広苑内）

※ 運用に必要な環境（Web サーバ等、Web サーバ等との通信に必要なネットワーク機器、AI カメラ等及びソフトウェア等）は、原則として受託者が全て用意すること。（本市はサーバ等の機器の調達は行わない。）

※ AI カメラ等の詳細な設置箇所については、契約締結後に市と協議のうえ決定すること。

※ 機器の設置にあたり、土地・建物の所有者や周辺住民等との調整は市が行うが、市が調整への同行などの対応を求めた場合は、これに応じること。

※ 機器設置に伴う工事及び道路使用の許可申請等については、受託者にて行うこと。

※ 機器の稼働に必要な電力設備及び通信設備の設置については、受託者にて行うこと。ただし、これに伴い必要となる申込等については市で行うことも可とする。（契約締結後別途協議する。）

※ 導入業務委託期間中の通信料金等は受託者が負担すること。

※ 上記のほか、効果的な測定を行うことができる調査箇所やデータの解析方法等とすること。

## (2) 混雑状況等の配信

① (1) で示した設置箇所において取得した混雑状況等のデータを加工し、Web サイトで随時配信する。

- ・ 混雑情報を広く配信するための Web ページを作成すること。その際には、イラストの使用や表現の工夫等により、分かりやすい情報提供に努めること。
- ・ Web ページに掲載する内容は、3 の (1) で示した設置箇所別あるいはエリア別に表示することとし、数値化したリアルタイムの混雑状況と、日別・月別・曜日別・時間帯別の通行量予測のうち、市が指定したものを掲載すること。ただし、内宮エリアにおけるリアルタイムの混雑状況については、令和 2 年 12 月 31 日までに情報の掲載を開始すること。
- ・ 表示される混雑状況等の情報の更新頻度は、10 分に 1 回以上とすること。
- ・ 作成した Web ページは市が指定するドメインへ連結すること。その際、DNS の設定は、市で行う。

② 原則、年間を通して 24 時間閲覧可能であること。

③ Web ページは、パソコン、スマートフォン、タブレットそれぞれのブラウザにおいて、整った体裁で適切に表示されるように作成すること。

- ・ パソコンのブラウザは、Internet Explorer、Edge、Chrome、Safari のいずれかまたはすべてに対応すること。
- ・ Android、iOS、iPadOS に標準搭載のブラウザに対応すること。

④ ウェブアクセシビリティ対応を行うために、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を考慮し、日本工業規格 JIS X8341-3:2016 の適合レベル AA 準拠を達成できるコンテンツを製作すること。

⑤ 同 JIS 規格が改正された場合においても適切に対応できること。

※ 改正内容を確認し、対応時期も踏まえ、別途協議を想定している。

## (3) データベース化

収集した情報は、CSV データ様式により保存し、Web 上などから市職員が容易に一括出力できるようにすること。その際、Web サーバ等からのデータ出力・抽出については、ID・PW の設定等により、利用に制限が行えるようにすること。また、データベースに蓄積される人流量の情報には、取得した日時のほか、性別・年代のうち 1 つ以上の属性データが含まれることが望ましい。

データは、特徴量データなど個人の特定につながる情報を含まないものとする。

## (4) セキュリティ対策

① 障害・不正アクセスの監視および侵入防止等の仕組みを構築すること。

- ② Web サーバ等を設置する施設においては、セキュリティ対策を徹底すること。
- ③ 情報漏えい・改ざん検知等に関する新たな脅威への対策、ソフトウェア等のバージョンアップやセキュリティパッチの適用等は受託者が実施することとし、Web サイトの安全性を常に確保できること。また、SSL 暗号化に対応させるなど、十分なセキュリティ対策を講じること。
- ④ 運用するサーバおよびアプリケーション等については、既知の脆弱性への対策を施すこと。OS やアプリケーションに脆弱性が発見されたときは、早急にセキュリティパッチを適用するなど、追加の費用なしで補修できること。
- ⑤ セキュリティ上の脆弱性または不具合等が発見された場合には、原則として追加の費用なしで早急に対応できること。
- ⑥ 第三者からのアクセスによる改ざん等を防止する制御機能を有し、安全性に考慮して運用できること。
- ⑦ 不正操作等、サービス提供不能に陥ることがないように対策を講じることができること。
- ⑧ アクセスログ等の情報を保持・取得が可能であること。
- ⑨ セキュリティパッチの定期的な適用等のメンテナンスを随時行い、最新の対策状況を保持できること。また、運用の停止を伴うメンテナンスを行う際には、1 週間前までにその旨を市へ連絡し、作業実施の了承を得ること。
- ⑩ 受託者は障害発生に備え、以下のとおりバックアップを行うとともに、障害発生時には速やかに復旧措置が行えるよう手順を確立すること。
  - ア. Web サーバ等は毎日バックアップを行うこと。
  - イ. 障害等により Web サーバ等のデータが消失した場合は、速やかに復旧できること。

#### (5) 障害発生時対応

- ① サーバダウン等トラブルが発生した場合でもサービス停止が最小限になるような措置を講じること。
- ② 障害が発生した際には、障害箇所・範囲の特定、調査などの状況把握を行うとともに、復旧に向けて迅速な対応を行えること。また、市に随時対応状況の報告を行えること。
- ③ 障害発生時に受託者が行うべき行動や、市への連絡体制などを示した緊急時対応マニュアルを作成・提出すること。

#### (6) 事前告知及び通知

AI カメラ等を用いて情報収集を行うにあたっては、AI カメラ等設置個所周辺にて下記のことを通知し、生活者に配慮すること。

- ① 撮影中であること
- ② 撮影の目的

- ③ 撮影データの処理方法
- ④ 個人の特定につながるものではないこと
- ⑤ 設置主体及びその連絡先
- ⑥ システム管理者及びその連絡先

なお、AI カメラ等設置個所周辺における通知方法は指定しないが、ステッカーや貼紙を掲示するなど、生活者が容易に確認できる方法を用いるとともに、可能な限り専門用語を使わず平易な表現とすること。

#### (7) 一部機能運用開始に伴う運用保守管理業務

内宮エリアにおけるリアルタイムの混雑状況については、令和2年12月31日までに Web ページへの情報掲載を開始する。また、これ以降令和3年3月31日までの間において、情報掲載を開始した箇所の機器及びシステムの運用及び保守管理業務は、受託者にて別紙「伊勢市観光地等混雑状況配信システム運用保守管理業務委託仕様書（以下、「運用保守管理業務委託仕様書」とする。）」と同様に行うこととし、これにかかる費用については、システム導入費用に含むものとする。

## 4. 成果品納品及び報告

成果品は下記のとおり納品すること。

- ① 観光地等混雑状況配信システム 一式
- ② システム構築図（ただし、技術的に開示出来ない箇所は簡略表記してもよい）
- ③ システム利用手引書

※ ②・③は CD-ROM 又は DVD-ROM 1 枚、紙媒体 3 部を納品すること。

## 5. 運用にかかる要求事項

本内容は本委託業務の範囲外であるが、本委託業務の前提となるため、合わせて記載する。

運用業務及び保守管理業務については、本委託業務契約とは別に令和3年4月1日から令和5年3月31日までの24か月の委託契約を行う。

なお、運用業務及び保守管理業務終了後、本委託業務で使用したデータのうち3.(3)のとおりにデータベース化されものを除き、完全に消去を行うこと。（詳細については、契約後別途協議する。）

### (1) 運用業務及び保守管理業務にかかる前提条件

運用業務及び保守管理業務の対象範囲は、本業務委託において納入した機器、ソフトウェア及び設計・運用ドキュメントとする。

### (2) 運用業務及び保守管理業務内容

運用業務及び保守管理業務の内容は、別紙「運用保守管理業務委託仕様書」のとおりとする。  
なお、特に記載のない限り、当該別紙の内容は運用業務及び保守管理業務委託事業者が実施する業務内容である。

## 6. 委託料の支払いについて

委託業務の完了を確認した後、支払い請求書を受理した時は、その日から起算して 30 日以内に一括して業務委託料を支払う。

## 7. 留意事項

### ① 一般的事項

- ア. 受注者は、契約締結後10日以内に業務行程管理表を作成し、市の承諾を得ること。
- イ. アで作成した管理表を用いて、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ウ. 業務を遂行する上で必要となる設置許可などの申請・届出等は、特に指定がない限り、受託者において行うこと。また、その申請・届出等に必要となる経費も受託者にて負担すること。
- エ. 保守管理の内容には、故障時の障害切り分け及び原因分析、設置状況の確認・修補作業、機器及びシステムに関する技術的な問い合わせ対応、機器故障時における機器交換・設置作業、構成の変更等に伴うシステム構築図及びシステム利用手引書の更新を含むものとする。

### ② 業務体制

- ア. 予め市と調整したスケジュールで行うこと。
- イ. 業務期間を通じて連続して担当できるスタッフを確保すること。なお、スタッフは本事業に関係する映像解析技術等に精通していること。
- ウ. 突発的な事由等による業務スケジュールの変更等についても、可能な限り対応すること。

### ③ 著作権

本システムにより収集した情報及び本委託業務の納品物件（以下、「収集した情報等」という。）については、基本的に市が著作権を有するものとし、受託者は市の承諾なしに他に公表及び貸与、使用してはならない。

収集した情報等のうち、従前より受託者またはその仕入れ先が著作権を有するものについては、著作権は留保されるが、その翻案等により発生した二次的著作物の著作権は市に譲渡されるものとする。

#### ④ カメラ画像の取扱い

- ア. カメラ画像の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律ほか関係法令及び伊勢市個人情報保護条例を遵守して取り扱うこと。
- イ. カメラ画像は、作業領域上で処理され、保存領域に保持されずに破棄されるものであること。
- ウ. データベース化に必要な最低限の情報のみを使用するものとし、特徴量データなど個人の特定につながる情報については、一切保持しないこと。
- エ. その他、必要な安全管理措置を取ること。

#### ⑤ その他

- ア. 本仕様書に定めのない事項については市と協議し決定するものとする。
- イ. 本業務の履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により市に対し損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- ウ. 本業務従事者は、業務の履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は自己のために利用してはならない。また、この契約が終了した後においても同様とする。
- エ. 伊勢市個人情報保護条例、伊勢市契約規則をはじめとする、関係法令、規則等を遵守すること。
- オ. 本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、市と速やかに協議をし、その指示に従うものとする。

### 8. 担当課

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市産業観光部観光振興課観光企画係 担当者 畑・柘植・近藤

TEL：0596-21-5566 FAX：0596-21-5651

E-mail：kanko-sinko@city.ise.mie.jp